

福祉用具貸与の軽度者申請方法について

1 軽度者申請書類関係

- 1) [算定の可否基準] (確認書類) P 1
- 2) [チェックシート] (確認書類) P 2
- 3) [例外給付確認書] (提出書類) P 3

【参考】 トップページ>健康・福祉>国民年金・保険制度>介護保険>書式のダウンロード
のページ内「軽度者にかかる指定居宅（介護予防）福祉用具貸与関連書式」に掲載。

2 参考資料

- 1) 平成29年度運営の手引き 福祉用具貸与関係 P 5
- 2) 平成29年度運営の手引き 居宅介護支援関係 P 9

【参考】 介護情報サービスかながわホームページ
事業者>ライブラリー（書式/通知）>9. 運営状況点検書・運営の手引き
>2. 運営の手引き>11. 【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】
>2. 運営の手引き>1. 【居宅介護支援】

- 3) 平成30年度介護報酬改定（福祉用具貸与関係）

※社保審一介護給付費分科会

第158回（H30.1.26）参考資料1 抜粋 P 12

3 質問時間

以上

平成30年3月13日
平塚市介護保険課介護給付担当

下記の内容を確認していただき、裏面のチェックシートを活用してください。なお、裏面のチェックシートは、判断手順を明確にするため、参考を示したものであり、判断基準はあくまでも下記の内容となります。

軽度者にかかる指定居宅（介護予防）福祉用具貸与について

<算定の可否の判断基準>※ 国の算定に関する留意事項の該当箇所を一部加工したもの

要支援者及び要介護1の者（以下「軽度者」という。）の福祉用具貸与については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「体位変換器」「認知症老人徘徊感知機器」「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」及び「自動排泄処理装置」（以下「対象外種目」という。）に対しては原則として算定できません。また、「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」については、軽度者に加え、要介護2及び要介護3の者に対しては、原則として算定できません。しかし、軽度者にあっても、利用者等告示（第88号において準用する）第31号のイで定める状態像に該当するものについては、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目については、福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとなっています。

ア 原則として別表の定めるところにより、要介護認定の認定調査における基本調査の直近の結果を活用して、その要否を判断する。

イ 車いす及び車いす付属品について「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」、移動用リフトについて「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能なる者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なマネジメントにより、指定居宅介護支援事業者または指定介護予防支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。

ウ また、アにかかわらず、次のi)からiii)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議を通じた適切なマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあつては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示（第88号において準用する）第31号のイ（別表）に該当する者（例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）

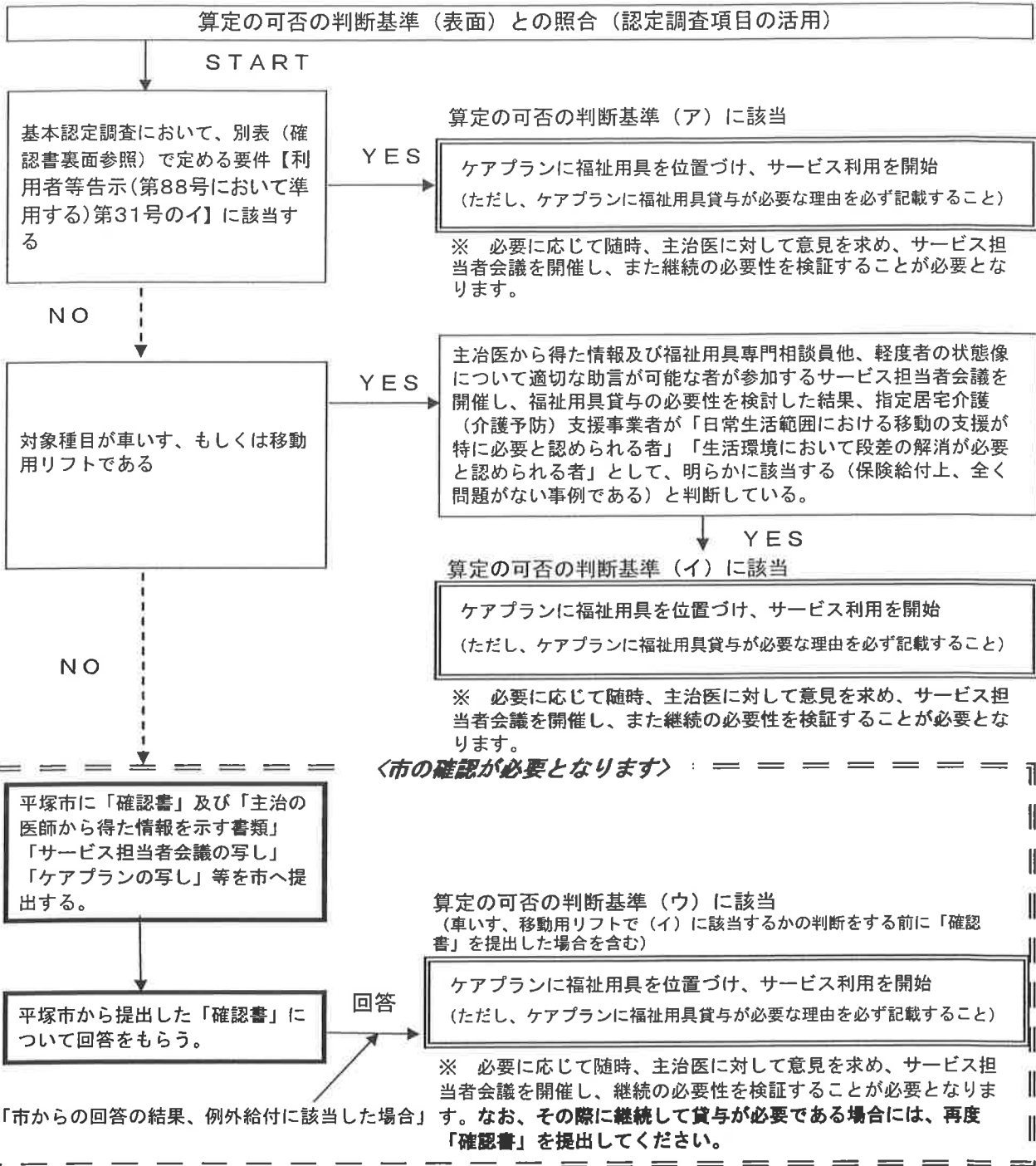
ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示（第88号において準用する）第31号のイ（別表）に該当することが確実に見込まれる者（例 がん末期の急速な状態変化）

iii) 疾病その他の原因により、身体の重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示（第88号において準用する）第31号のイ（別表）に該当すると判断できる者（例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

【注】カッコ内の状態は、あくまでもi)～iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆にカッコ内の状態以外の者であっても、i)～iii)の状態であると判断される場合もありうる。

〈軽度者にかかる指定居宅(介護予防)福祉用具貸与チェックシート〉 (平塚市)

【要支援1・要支援2・要介護1の方へ福祉用具貸与をする場合は、必ずこのシートでチェックして下さい】
(「自動排泄処理装置」のみ要支援1・2及び要介護1～3が対象となります。)



- ウの方法で判断される場合は、別紙「軽度の要介護者にかかる指定居宅(介護予防)福祉用具貸与の例外給付確認書」等を必ず提出してください。
- 別紙「軽度の要介護者にかかる指定居宅(介護予防)福祉用具貸与の例外給付確認書」の提出にあたっては、「主治医から得た情報を示す書類」等の添付が必要となります。
- 対象種目が車いす、もしくは移動用リフトの際、イの方法での判断をするにあたって、疑義が生じる場合には、ウの方法と同様に、別紙「軽度の要介護者にかかる指定居宅(介護予防)福祉用具貸与の例外給付確認書」等を提出してください。提出後、市からの回答の結果、貸与可能である場合には、イの方法で判断することになります。
- イの方法で判断された場合でも、日常生活の移動支援とは、通院・買い物に出掛ける場合等であり、趣味・嗜好の場合は、日常生活の移動支援には該当しません。また、給付適正化の観点から軽度者に対する福祉用具貸与について、給付実績等の調査上、資料を提出していただく場合があります。

軽度者にかかる指定居宅（介護予防）福祉用具貸与の例外給付確認書

平成 年 月 日

(提出先)

平塚市福祉部介護保険課長

- ※ 別紙「軽度者に対する福祉用具貸与チェックシート」で確認した結果、算定の可否の判断基準に該当する場合（車いす、移動用リフトについては、イに該当する場合も含む）、太枠内を記入して、提出してください。

裏面の内容を確認の上、参考にして記入してください。

この利用者について、軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に該当すると考えられるので、要否の判断を求めます。

居宅介護（介護予防）支援事業所名称	
居宅介護（介護予防）支援事業所番号	
担当ケアマネジャー名	印

被保険者番号	被保険者氏名	要介護 状態区分	サービス 提供年月	福祉用具貸与種目

* 内容をご確認のうえ、1～7の口にレ点を記入してください。

1. 対象種目が車いす、移動用リフトである。
2. 基本認定調査において、別表（裏面参照）で定める要件に該当しない。
3. 利用者の身体状況確認
次の i) ~ iii) のうち、該当する内容にレ点を記入してください。
- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示（第88号において準用する）第31号のイ（裏面参照）に該当する者
(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示（第88号において準用する）第31号のイ（裏面参照）に該当するに至ることが確実に見込まれる者
(例 がん末期の急速な状態変化)
- iii) 疾病その他の原因により、身体の重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示（第88号において準用する）第31号のイ（裏面参照）に該当すると判断できる者
(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)
4. 主治医から得た情報（医学的な所見及び理由）を示す書類（要添付）
⇒ 上記3にある i) ~ iii) のいずれかに該当する所見の内容が示されているもの
5. サービス担当者会議の写しの確認（要添付）
6. ケアプランの写し（要添付）
7. 当該福祉用具が必要な理由及び世帯状況、生活環境、実際に使用する頻度を示す書類（ケアプランに記載されている場合は必要ありません）

※利用者等告示＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等【平成27年4月1日施行】

◎注 意

軽度者（要支援1・2、要介護1）にかかる指定居宅（介護予防）福祉用具貸与（その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」及び「移動用リフト」）について、平成19年4月の制度改正により、平成18年4月1日施行の「軽度者に対する福祉用具貸与の取扱い」の運用の一部が見直され、従来の判断方法では保険給付の対象外とされる事例であっても、例外的に福祉用具が必要な状態に該当すると認められる者については、給付の対象とすることができるとされました。また、平成24年4月の制度改正により、「自動排泄処理装置」がこれに加わりました（ただし、「自動排泄処理装置」のみ、軽度者に加え要介護2及び3の利用者について適用します。）。

この例外給付については、①医師の医学的な所見に基づく判断②サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合③市町村が書面等確実な方法により確認している。以上、3つの過程によりその要否を判断することができます。

この運用の見直しはあくまでも例外的な措置であり、「軽度者にかかる指定居宅（介護予防）福祉用具貸与は原則として算定できない」旨の取扱いは、変わりありませんので御注意ください。

別表

対象外種目	厚生労働省が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3. できない」 * 該当する基本調査結果がない
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知 機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7 のいずれか「2. できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-15 のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8 「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 * 該当する基本調査結果がない
カ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に 吸引する機能のものを 除く)	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」 基本調査2-1 「4. 全介助」

平成29年度

指定介護保険事業者のための運営の手引き

福祉用具貸与／

介護予防福祉用具貸与

特定福祉用具販売／

特定介護予防福祉用具販売

神奈川県 高齢福祉課

介護保険制度は、更新や新しい解釈が出ることが大変多い制度です。この手引きは作成時点でまとめていますが、今後変更も予想されますので、常に最新情報を入手するようにしてください。



VI 介護報酬請求上の注意点について

(1) 要介護1の者等に係る福祉用具貸与費

〔福祉用具貸与〕（老企36第2-9(2)）

〔介護予防福祉用具貸与〕（平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号第二11の(2)）

① 算定の可否の判断基準

要支援、要介護1の利用者に対する「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「体位変換器」「認知症老人徘徊感知機器」「移動用リフト」及び「自動排泄処理装置」（以下「対象外種目」という。）の貸与に関しては、原則として算定できません。また、「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）」は要介護1の利用者に加え、要介護2・3の利用者に対しても、原則として算定できません。

しかしながら、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）の第31号のイで定める状態像に該当する者（※）については、軽度者（要支援、要介護1の利用者（自動排泄処理装置については、要支援、要介護1・2・3の利用者）を指します。）であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとされています。

＜算定可否の判断基準＞	
（※）厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）の第31号のイで定める状態像に該当する者とその判断基準についての詳細はP30を参照	
ア	原則として「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成十一年厚生省告示第九十一号）別表第一の調査票のうち基本調査の直近の結果（以下単に「基本調査の結果」という。）を用い、その要否を判断するものとする。
イ	ただし、アの（2）「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの（三）「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。
ウ	また、アにかかわらず、次のi)からiii)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。
i)	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第94号告示第31号のイに該当する者（例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）
ii)	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第94号告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者（例 がん末期の急速な状態悪化）
iii)	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第94号告示第31号のイに該当すると判断できるもの（例 ぜんそくの発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、燕下障害による誤嚥性肺炎の回避）
※注 括弧内の状態は、あくまでもi)～iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i)～iii)の状態であると判断される場合もありうる。	

② 基本調査結果による判断の方法

基本調査の結果の確認については、次に定める方法によることとされています。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければなりません。

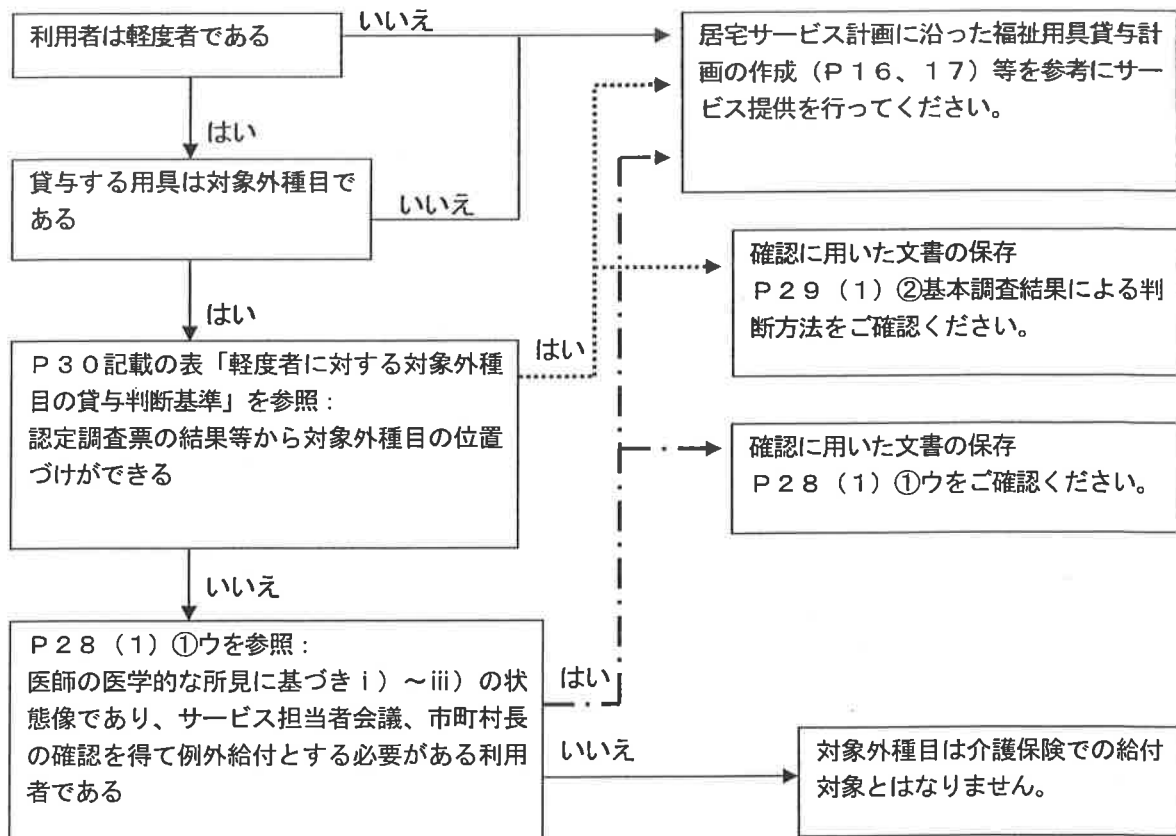
＜基本調査結果の確認方法＞	
ア	当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第一の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（＝調査票の写し）の内容が確認できる文書を入手することによること。
イ	当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者がない場合にあつては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。

【指導事例】

- ・ 軽度者に対する対象外種目などの貸与について、貸与可能であるか、認定調査票等で確認せずに貸与していた。
- ・ 軽度者に対する対象外種目などの貸与について、認定調査票についての必要な部分の写しを入手していなかった。

【軽度者に対する福祉用具貸与費の算定可否の確認フローチャート】

[参考資料 3]



軽度者に対する対象外種目の貸与判断基準

[参考資料4]

※ 軽度者とは、要支援、要介護1の利用者です。自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）については要支援、要介護1・2・3の利用者が対象です。

※ 軽度者に対象外種目を貸与できるかの判断は、基本的に認定調査票の基本調査部分で行います。

対象外種目	貸与条件	厚生労働大臣が定める者のイ		厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果	
				確認箇所	確認内容
ア 車いす及び 車いす付属品	(1)または(2)に該当	(1)	日常的に歩行が困難な者	1-7	「3. できない」に○がついているか
		(2)	日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	該当なし	主治医からの「静観+サービス担当者会議（福祉用具専門相談員参加）により、ケアマネが判断。 → サービス担当者会議の内容を記録し、残しておくこと
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	(1)または(2)に該当	(1)	日常的に起きあがりか困難な者	1-4	「3. できない」に○がついているか
		(2)	日常的に寝返りが困難な者	1-3	「3. できない」に○がついているか
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	右記に該当	日常的に寝返りが困難な者		1-3	「3. できない」に○がついているか
エ 認知症老人徘徊感知機器	AとBの両方が該当	A	意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (右記の3つのうち1つでも該当すれば可)	3-1	「2. ととき伝達できる」 「3. ほとんど伝達できない」 「4. できない」のいずれかに○がついているか
				3-2から3-7	6個の質問のうち、いずれか「2. できない」に○がついているか
				3-8から4-15	17個の質問のうち、いずれか「2. とときある」または「3. ある」に○がついているか その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
B	移動において全介助を必要としない者	2-2	「1. 介助されていない」または「2. 見守り等」または「3. 一部介助」に○がついているか		
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	(1)または(2)または(3)に該当	(1)	日常的に立ち上がりが困難な者	1-8	「3. できない」に○がついているか
		(2)	移乗が一部介助または全介助を必要とする者	2-1	「3. 一部介助」または「4. 全介助」に○がついているか
		(3)	生活環境において段差の解消が必要と認められる者	該当なし	主治医からの「静観+サービス担当者会議（福祉用具専門相談員参加）により、ケアマネが判断。 → サービス担当者会議の内容を記録し、残しておくこと
カ 自動排泄処理装置	(1)及び(2)に該当	(1)	排便が全介助を必要とする者	2-6	「4. 全介助」に○がついているか
		(2)	移乗が全介助を必要とする者	2-1	「4. 全介助」に○がついているか

平成29年度

指定介護保険事業者のための運営の手引き

居宅介護支援

神奈川県 高齢福祉課

介護保険制度は、更新や新しい解釈が出ることが大変多い制度です。この手引きは作成時点でまとめていますが、今後変更も予想されますので、常に最新情報を入手するようにしてください。



3 ケアプラン作成に当たっての留意点

(1) 福祉用具貸与、特定福祉用具販売を位置付ける場合 【解釈通知第2 3(7)ト】

- 福祉用具貸与及び福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を記録する必要があります。
- サービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画(第2表の「生活全般の解決すべき課題」、「サービス内容」等)には福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければなりません。
- 居宅サービス計画作成後にも、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証したうえで、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画に記載しなければなりません。

[要介護1の利用者に福祉用具貸与等を位置付ける場合]

1 原則

福祉用具貸与において、次の品目に関し、要介護1の利用者に対しては、原則対象外です。(H12 厚告第 19 号別表 11 注4)

- ①車いす ②車いす付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品 ⑤床ずれ防止用具
⑥体位変換器 ⑦認知症老人徘徊感知機器 ⑧移動用リフト (つり具の部分を除く)
⑨自動排泄処理装置(※)

(※) 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)に関しては、要介護1, 2, 3の利用者に対しても、原則対象外です。(H12 厚告第 19 号別表 11 注4)

2 例外

ただし、「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」(平成27年厚生労働省告示第94号)第31号のイで定める状態の者の場合は、「例外的に対象とする」ことができます。

「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」(平成27年厚生労働省告示第94号)第31号のイ

対象外種目	厚生労働大臣が定める者	厚生労働大臣が定める者に該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	(1) 日常的に歩行が困難な者 (2) <u>日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者</u>	基本調査 1-7「3. できない」 - (※1)
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	(1) 日常的に起きあがり困難な者 (2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-4「3. できない」 基本調査 1-3「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当するもの (1) 意見の伝達、介護者への反応、記憶又は理解のいずれかに支障がある者 (2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2～3-7 のいずれか「2. できない」 又は 基本調査 3-8～4-15 のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査 2-2「4. 全介助」以外

オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	(1) 日常的に立ち上がりが困難な者 (2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (3) <u>生活環境において段差の解消が必要と認められる者</u>	基本調査 1-8「3. できない」 基本調査 2-1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」- (※2)
-------------------------	---	--

○自動排泄処理装置について

自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)に関しては、要介護1, 2, 3の利用者に対しては、原則対象外です。(H12 厚告第19号別表11注4)

ただし、「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」(平成27年厚生労働省告示第94号)第31号のイで定める状態の者の場合は、「例外的に対象とする」ことができます。

カ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)	次のいずれにも該当するもの (1) 排便が全介助を必要とするもの (2) 移乗が全介助を必要とするもの	基本調査 2-6「4. 全介助」 基本調査 2-1「4. 全介助」
--------------------------------------	---	--------------------------------------

3 例外の判断の手続き1 [老企36 第二9(2)]

(1) 当該利用者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」(平成12年厚生省告示第91号)別表第1の調査票のうち基本調査の直近の結果の中で必要な部分(実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分)の写しを市町村から入手し、それに基づき、用具貸与の要否を判断します。

○ 当該利用者に、担当の指定居宅介護支援事業者がない場合にあつては、当該利用者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手しなければなりません。

○ 当該利用者の調査票の写しを指定福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、市町村より入手した調査票の写しについて、その内容が確認できる文書を指定福祉用具貸与事業者へ送付しなければなりません。

(2) アの(2)「日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者」(※1)及びオの(3)「生活環境において段差の解消が特に必要と認められる者」(※2)について、

→ 該当する基本情報がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか、軽度者の状態像について適切な助言が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断します。

4 例外の判断の手続き2 [老企36 第二9(2)]

上記1で確認した状態に関わらず、次の方法(①～③)の全ての要件を満たすにより判断できます。

① 利用者の状態像が、次のi)からiii)までのいずれかに該当する旨について、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師から所見を聴取する

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者(例 がん末期の急速な状態悪化)

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

(注) 括弧内の状態は、あくまでもi)～iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎないものとされています。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i)～iii)の状態であると判断される場合もあります。

② かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具が特に必要であると判断される

③ さらに、市町村が書面等確実な方法により確認する。

○ なお、この場合においても、介護支援専門員は、指定福祉用具貸与事業者より、当該軽度者に係る医師の所見及び医師の名前について確認があったときには、利用者の同意を得て、適切にその内容について情報提供しなければなりません。

平成30年度介護報酬改定における 各サービス毎の改定事項について

本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、算定要件等は主なものを掲載しています。
詳細については、関連の告示等を御確認ください。

16. 福祉用具貸与

153

16. 福祉用具貸与

改定事項

①貸与価格の上限設定等

②機能や価格帯の異なる複数商品の掲示等

154

16. 福祉用具貸与 改定事項の概要

①貸与価格の上限設定等

- 福祉用具貸与について、平成30年10月から全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行う。
 - ・ 上限設定は商品ごとに行うものとし、「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」を上限とする。
 - ・ 平成31年度以降、新商品についても、3ヶ月に1度の頻度で同様の取扱いとする。
 - ・ 公表された全国平均貸与価格や設定された貸与価格の上限については、平成31年度以降も、概ね1年に1度の頻度で見直しを行う。
 - ・ 全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うに当たっては、月平均100件以上の貸与件数がある商品について適用する。
- なお、上記については、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。

②機能や価格帯の異なる複数商品の掲示等

- 利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、運営基準を改正し、福祉用具専門相談員に対して、以下の事項を義務づける。
 - ・ 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること。
 - ・ 機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること。
 - ・ 利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること。

福祉用具貸与の見直し

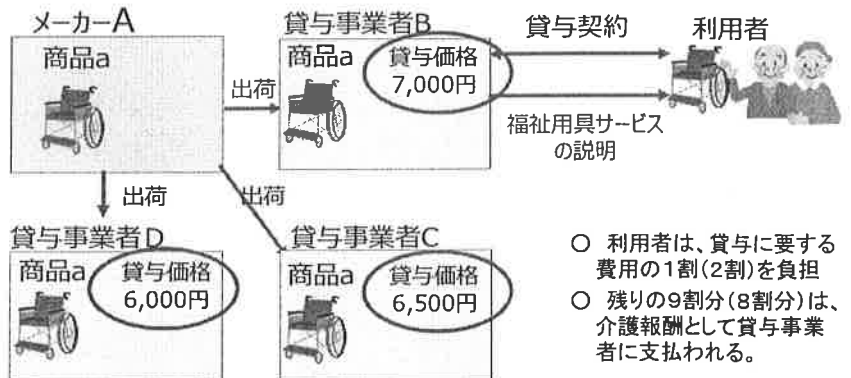
見直しの方向性

徹底的な見える化等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保する。
【平成30年10月施行】

福祉用具貸与の仕組み

- 福祉用具は、対象者の身体状況等に
応じて交換ができるように原則貸与
- 福祉用具貸与は、市場価格で保険給
付されており、同一商品(例:メーカーA
の車いすa)でも、貸与事業者ごとに価
格差がある。
- これは、貸与事業者ごとに、仕入価
格や搬出入・保守点検等に要する経費
に相違があるためである。

*福祉用具…車いす、つえ、特殊寝台など



- 利用者は、貸与に要する
費用の1割(2割)を負担
- 残りの9割分(8割分)は、
介護報酬として貸与事業
者に支払われる。

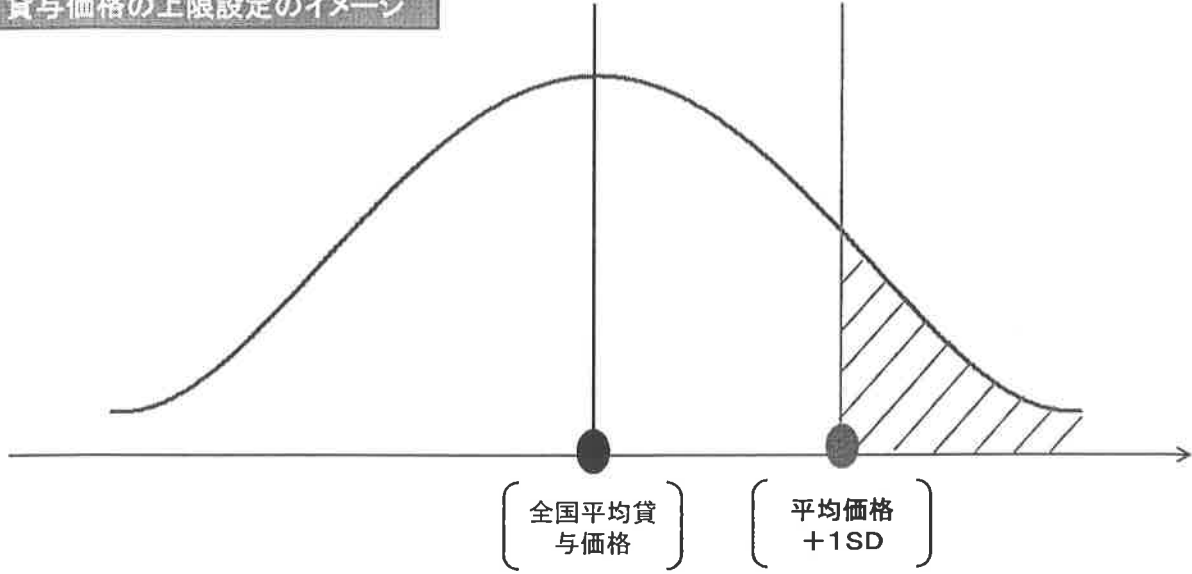
見直し内容

- 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握。当該商品の全国平均貸与価格を公表
- 貸与事業者(福祉用具専門相談員)は、福祉用具を貸与する際、当該福祉用具の全国平均貸与価格と、その貸与事業者の貸与価格の両方を利用者に説明。また、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示。(複数商品の提示は30年4月施行)
- 適切な貸与価格を確保するため、貸与価格に上限を設定
※ 貸与価格の上限は商品ごとに設定する(当該商品の全国平均貸与価格+1標準偏差)。

福祉用具の貸与価格の上限設定の考え方

- 福祉用具の貸与価格の上限設定については、商品ごとに行う。
- 具体的には、当該商品の「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」とする。
- ※ 標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」は上位約16%に相当(正規分布の場合)。

貸与価格の上限設定のイメージ



【全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)】
 ※ 上位約16%に相当(正規分布の場合)
 ※ 離島などの住民が利用する場合などは、交通費に相当する額を別途加算
 ※ 上限を超えた価格で貸与しようとする場合は、保険給付の対象外の取扱い 157

福祉用具貸与の見直しについて (取組のイメージ)

